

大麻はダメ、ゼツタイ。

大麻事犯検挙の6割は**10～20代**

大麻を使用すると、気分が快活、陽気になると言われていますが、一方で感覚が過敏になり、変調をきたしたり、思考が分裂し感情が不安定になったりします。

使用も所持も罰則が適用されます。

絶対に手を出してはいけません。

○大麻の所持（単純所持）

→7年以下の拘禁刑

○大麻の使用（単純使用）

→7年以下の拘禁刑

○大麻の所持（営利目的）

→1年以上10年以下の拘禁刑、又は情状により300万円以下の罰金を併科

パトロール 城下町

令和8年6月号

郡山警察署

☎ 0743-56-0110



不法就労・不法滞在を防止しよう!!

事業雇用主も処罰の対象となるおそれがあります。

不法就労助長罪→3年以下の拘禁刑・300万円以下の罰金

〈在留カード確認時のポイント〉

注意!

①在留カードの有無を確認

→在留カードのコピーでは内容を改ざんされているおそれがあるため、必ず実物を確認しよう!

②在留カード表面の就労制限の有無欄を確認

→「就労不可」の場合、原則雇用はできませんが、カード裏面の資格外活動許可欄を確認しましょう。

裏面の「資格外活動許可欄」に記載された制限内で就労することができます。